〔商品概要説明書〕

福祉ローン

（2024 年 8 月 1 日現在）

1．貸出期間	・ 1～10 年
2．貸出金額	(1) 最低貸出金額及び単位　1 万円以上 1 万円単位 (2) 貸出限度額　1,000万円 ただし、資金使途が育児・介護休業取得中の生活費の場合は、200 万円
3．金利変動の有無	・ 固定金利
4．借入期間中の異なる金利適用の有無	・ 該当なし
5．借入資格	(1) 未成年者、制限行為能力者または住所不定でない方 (2) 最終弁済時年齢が 81 歳未満の方 (3) 勤続年数が 1 年以上または安定継続した年収が 150万円以上の方 (4) 保証協会の保証を受けられる方
6．資金使途	・申込人本人または 2 親等以内の親族のための次の範囲とし、事業資金、投機目的資金、負債整理資金は除く。(4) については、3 親等以内の親族での取扱いを可とする。 (1)医療費、介護費用・介護設備費用 治療費（歯科矯正含む）、入院費等の医療費、介護サービス費用、車椅子・医療用ベッド等の介護用品の購入・レンタル費用、介護施設入居費用、住宅改良（バリアフリー工事）費用等 (2)育児費用 出産費、ベビーシッター利用費、学習机等の育児に必要な商品の購入費用等 (3)育児・介護休業取得中の生活費 育児・介護休業・休暇中の生活費の補填資金 (4)災害復旧に必要な費用 暴風・暴雨・洪水・地震等の自然災害・火災等の被害からの復旧、および支援に必要な費用 ※(1)～(3)に係る借換資金も取扱い可とする。 ※育児費用は、妊娠から小学校入学前までに係る費用とする。
7．担　　保	・ 日本労信協の保証
8．返済の方式と頻度	・ 「元利均等毎月払い」または「元利均等毎月払いと元利均等ボーナス払い併用」があり、何れかを選択していただきます。 （元利均等払いとは、融資金を毎月またはボーナス返済月の各返済日に一定の返済額〔元金＋利息〕で返済する方式です。） なお、育児・介護休業取得期間中の場合、取得期間中において、元金据置期間を設定することができ、その期間中は利息のみの返済となります。
9．返済試算額の入手方法	・ 店頭でお申し出があれば試算いたします。
10．保 証 料	・不　　要（ろうきん負担）
11．返済条件変更の場合の手数料	・ 手数料無料
12．金利情報の入手方法	・ 金利については窓口でお問い合わせください。
13.ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 電話番号　0120-480-975 受付時間　平日　午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.niigata-rokin.or.jp

ろうきん

14.第三者機関に問題解決を相談したい場合	・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接「仲裁センター」へ申し出ることも可能です。 (【仲裁センター】は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。) 【窓口：全国労働金庫協会　ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　平日　午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター:03-3581-0031、 第一東京弁護士会仲裁センター:03-3595-8588、 第二東京弁護士会仲裁センター:03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合せいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.niigata-rokin.or.jp